

充実した総合法律支援を実施するための
方策についての有識者検討会
第5回会議
議事録

第一 日 時 平成26年5月22日（木） 自 午後1時00分
至 午後3時26分

第2 場 所 東京地方検察庁11階第1会議室

第3 議 題 日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士がその役割を十全に果たし総合法
律支援のセーフティネットとして活動するに当たっての問題点及びこれを解消
するための方策について

○伊藤座長 定刻になりましたので、ただいまから有識者検討会第5回会議を開催いたします。

委員各位におかれましては、御多忙のところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事に入ります前に前回震災特例法の代理援助についての償還率に関して、佐藤委員から御質問がございましたが、それに関連して事務局から若干説明を差し上げることがあると聞いておりますので、まずその点をお願いいたします。

○松井参事官 先回の会議で佐藤委員のほうから御質問がございました東日本大震災法律援助事業における立替金に対する未償還金額の割合でございますが、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間の速報値といたしまして、上記期間に償還すべき立替金は5,304万2,852円、うち償還金額が4,070万3,118円、未償還金額が1,233万9,734円でございます。したがって、未償還金額の割合は23.3%ということになります。

なお、この未償還金額につきましては、償還免除した金額が含まれておりまして、これはもともと返す必要がないものになりますが、その金額を申し上げておきますと、188万1,630円でございます。

事務局からの報告は以上でございます。

○伊藤座長 ただいまの事務局からの報告に関しまして何か御発言ございますか。佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○伊藤座長 それでは、本日の議事に入りますが、まず配付資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、資料について御説明いたします。

資料1は法テラスが発行したスタッフ弁護士のリクルート用資料で、スタッフ弁護士の職務内容や待遇がまとめられています。2ページ目に「スタッフ弁護士とは」と題してスタッフ弁護士の職務やスタッフ弁護士像について記載がございます。そこには、法テラスは敷居が低く最高のサービスを提供する組織を目指しており、法律サービスにたどりつけない人には歩み寄っていくとの方針が示されており、その担い手としてスタッフ弁護士には依頼者に寄り添う温かい心、行動力とコミュニケーション力、物おじせず切り開く気概、最善を尽くす姿勢が求められている旨が記載されています。

実は、総合法律支援法にはスタッフ弁護士又は常勤弁護士といった文言、規定はありません。法テラスの民事法律扶助業務を定める法30条1項2号のロは、イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬又は実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等にイの代理人が行う事務を取り扱わせることと規定しています。この条項において、適当な契約弁護士等はスタッフ弁護士を指すのですが、このような規定方式をとっております。

現在、スタッフ弁護士の位置づけにつきましては、法テラスの内規で書かれています。資料2に法テラスの内規の抜粋を挙げさせていただいております。これにスタッフ弁護士の職務や地位、給与、採用方法、任期、異動などが定められております。これによりますと、スタッフ

弁護士とは法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことを職務とする法テラスに勤務する弁護士とされております。法テラスの民事法律扶助業務や国選弁護業務及び司法過疎対策業務等の担い手の一つとして期待されており、このほか情報提供業務のバックアップ、国選被害者参加弁護士としての活動、関係機関等との連携の確保及び強化なども行うものとされています。

資料1に戻らせていただきまして、3ページ以降はスタッフ弁護士の活動内容についてでございます。設立当初から予定されていた扶助・国選業務のほか、司法ソーシャルワークなど新たな活動や法曹有資格者の活動領域の拡大のためのパイロットとしても機能していますが、さまざまな機関への派遣が行われています。

資料3に派遣状況について記載してございます。御紹介しますと、東日本大震災の被災自治体、原賠ADR等被災者、被災地支援のための人的支援、それから、一般自治体であるとか福祉団体等への派遣あるいは行政機関としての法務省での研修などが行われています。

また資料1に戻りまして、7ページ以降でございます。スタッフ弁護士の研修支援体制についてでございます。スタッフ弁護士に対しては、法テラスの業務や弁護士としての素養向上に関する研修プログラムが用意されています。最近では、司法ソーシャルワークについて先輩スタッフ弁護士が後輩スタッフ弁護士にOJT的な指導を行う実務トレーニー・トレーナー研修も始まっています。

このほか日常業務支援として、資料のページ数としては11ページになりますけれども、各分野の著名弁護士が業務サポートする体制が整備されています。スタッフ弁護士は2年目から地方に赴任することが通常であり、場合によっては本人1人の事務所で勤務することになります。経験に乏しいスタッフ弁護士が適切に総合法律支援に係る事務を遂行するに当たって、綿密な業務支援を要するとの観点からこのような体制が置かれています。

12ページ以降でございますが、スタッフ弁護士の待遇についてでございます。スタッフ弁護士の採用方法については、法テラスが採用し、養成期間を経てひとり立ちする法テラス採用方式と、養成事務所で採用し、1年間の養成後、法テラスがスタッフ弁護士として採用し、ひとり立ちする養成事務所採用方式があります。法テラス設立当時においては、経験のある弁護士をスタッフ弁護士として採用することを念頭に置いていたのですが、必要な能力を兼ね備えたスタッフ弁護士を必要数確保することが困難であったことなどから、現在司法修習修了者を法テラスで採用する法テラス採用方式が主流となっております。スタッフ弁護士には同期の裁判官、検察官とほぼ同等の給与が支給されます。養成期間を経た後の任期は3年で、その後更新ができることとされています。

次に、資料番号4番と5番はスタッフ弁護士の配置状況についてです。資料4は法テラスの法律事務所設置先一覧です。黄色で記載してあるところが県庁所在地または大規模支部所在地に設置される事務所で、県庁所在地に置かれるものを本所、大規模支部所在地に置かれるものを支部と呼んでいます。オレンジ色は本所や支部ではないものの、相応の規模の都市で事件数に比して弁護士数が少ないことなどから、法テラスの法律事務所を設置したものです。これらの事務所では、スタッフ弁護士は民事法律扶助事件及び国選弁護事件等に従事することとされており、いわゆる有償事件を受任することはできないこととされています。

そして、この緑色が司法過疎地域事務所でございます。ここで少し司法過疎地について御説明をしますと、司法過疎地とは総合法律支援法上は弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者

がその地域にいないこと、その他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取り扱いを依頼することに困難がある地域とされています。法テラス設立当時は地方裁判所の支部単位で弁護士登録がゼロか1の地域を弁護士ゼロワン地域と呼び、その解消が目標とされましたが、本年5月1日現在においては、松江地裁西郷支部管内がこれは隠岐の島でございますが、法テラス西郷のスタッフ弁護士を除き弁護士がいない1地域であるほか全てゼロワンは解消されています。

もとよりこのゼロワンの発想は当初の目標でございまして、これが解消したからといって司法過疎問題が解消されるものではありません。法テラスでは現在、地裁本庁または大規模支部からの移動時間が公共交通機関を用いて片道1時間以上であり、かつ移動距離が50キロ以上を要すること、それから、実働弁護士1人当たりの人口が2万人以上となることなどを司法過疎地域事務所を設置する要件としており、平成25年5月現在でこれを満たす地域は約50か所ございます。一方、日弁連は平成24年発出の司法サービスの全国展開と充実のための行動計画において、人口3万人以上の簡易裁判所管内及び人口3万人以上の市町村において、弁護士ゼロ地域の解消を目指す旨定めていますが、この要件を満たす市町村はいまだ約200か所ある状況でございます。

資料5はスタッフ弁護士の配置状況についてでございまして、第1回会議でも御説明いたしましたが、平成26年2月1日現在、スタッフ弁護士の数は256名です。数字を入れたところがスタッフ弁護士の員数で、斜線を引いた事務所にはスタッフ弁護士の配置がないということになっております。都道府県別に見ると、神奈川、山梨、石川、岡山、大分、宮城、山形、札幌の8か所についてスタッフ弁護士は配置されていません。また、司法過疎地域等に配置されており、県庁所在地である本所に配置されていない地域としては、これに加えて新潟、兵庫、富山、岩手の4か所が挙げられます。

資料6と7ですが、スタッフ弁護士の位置づけ及び求められる役割に関する資料でございます。資料6は総合法律支援法立法当時の考え方を示すものとして、スタッフ弁護士に関する国会質疑答弁の抜粋を御用意いたしました。平成16年3月の本会議では、司法過疎地等法テラスの拠点、体制整備を問われ、法務大臣が「事務所設置等に伴って、相当数の常勤弁護士の確保が必要となると考えている。業務の効果的かつ効率的な実行のために必要な人数が確保されることとなる」旨答弁しています。同年5月の法務委員会においては、スタッフ弁護士の性格、任務を問われ、これにつきましては政府参考人、司法制度改革推進本部事務局長が概要「一般の契約弁護士では対応が困難な場合においてスタッフ弁護士に委ねるのが通常である。裁判員制度で連日開廷される刑事裁判等をスタッフ弁護士が担当するということもあり得る。また、自己破産事件のように定型的に多数の事件の取り扱いが可能である者については、スタッフ弁護士を活用することが効率的である。その他地域の法教育等も含め地域に常駐していろいろなタイプの仕事を補完的に行う」旨答弁しています。

資料7は、現在におけるスタッフ弁護士の位置づけ、役割についての考え方を示すものとして、本年2月28日に発出された法テラスの中期目標の該当部分の抜粋です。1ページから2ページ目にかけてアンダーラインを引いておりますけれども、常勤弁護士の採用ということで、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関、団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取り組みに意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図

る。常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域への配置を行う。また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されているところ、そのための体制整備を図る」としており、また、職員の能力の向上といたしまして、「司法ソーシャルワークを初めとする支援センターの多様な取組に適切に対応するため、職員に対し採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、その能力の向上を図る。支援センターの中核となって職務を行う人材を育成するため、能力等の高い者に対し、他機関等への研修等派遣や人事交流等によって多様な経験を積む機会を与えるように努める」などとしています。

また、2ページから3ページの組織の適正性堅持につきましては、「常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うことはもちろんであるが、支援センターの業務の性質に鑑み、本部が決定した業務に関する方針については意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるように努める」としています。

また、3ページ目になりますが、裁判員裁判対象事件への対応体制の強化・充実として、「裁判員裁判への適切な対応を可能とするための常勤弁護士に対する実践的研修を実施し、各地域における対応体制の強化・充実に資するよう努める」としています。

次に資料8でございますが、本日欠席されました田島委員から提出された意見書です。田島委員は、御自身が理事長を務める社会福祉法人南高愛隣会でスタッフ弁護士の研修受け入れをされている御経験等を通じて、スタッフ弁護士に関する課題、期待等を記載されています。スタッフ弁護士に関する記載の要旨を説明しますと、課題といたしまして現在法人事件の受任に関して常勤弁護士には制限があるとのことでした。今後常勤弁護士が社会福祉法人にかかわっていく中で、法人から直接に事件受任をすることもあり得るかと思いますが、それができない可能性があります。法人事件でも今まで法律につながることでできなかったような営利目的でない法人であったり、経営者が私的に弁護士を依頼できない経営状況の場合には、法テラスの司法過疎解消の理念からも受任を認める場合があるのではないのでしょうかとされています。

また、期待といたしまして、司法過疎や障害者やその支援者の法律家へのアクセスの敷居の高さの現状に鑑みると、法テラスの常勤弁護士の存在は司法と福祉の相互理解を高めることに大いに貢献すると思います。また、まだまだ一般弁護士においてはそれぞれの専門分野の問題もあり、福祉への興味や理解の十分でない実情の中、福祉に理解のある弁護士が全国に異動していくという仕組みは、法テラスの常勤弁護士ならではのところがあり、このような業務が常勤弁護士の任務として広く理解されるような工夫が必要と思われます。

さらに、常勤弁護士の数も限られていることから、ジュディケア弁護士や一般弁護士もともに活動していただきたいところ、法テラスや常勤弁護士が有効な連携構築と潜在的な法的ニーズの掘り起こしを行う拠点となることが期待されます。福祉分野における法的問題の対応については、配置される常勤弁護士の人物によって大きく効用が異なると思われますので、弁護士個人のますますの研さんはもちろんのこと、法テラス全体として福祉への理解を促進するような育成・教育システムの構築を期待いたしますとされています。

それから、資料9は日弁連、内田副会長の説明資料でございます。

資料10は、前日弁連スタッフ弁護士委員会委員長でございます市川弁護士の説明資料でござ

ざいます。

このほか日弁連から提出を受けた資料でございます。総合法律支援法制定当時、法務省司法法制部に在籍しておりまして、現在法テラス沖縄のスタッフ弁護士をしています釜井弁護士の論稿でございます。総合法律支援法制定当時、スタッフ弁護士の果たすべき役割、目的については、一応のところは被疑者国選への対応、民事法律扶助の事件処理の効率化などと言われていましたが、総論的には法テラス自体が事業を遂行していく中で考えていくべきことと整理しておりましたなどと書かれております。そのほか、日弁連の刑事弁護研修関係の資料でございます。田邊委員のほうから御説明ありますか。

○田邊委員 釜井さんで、制度スタートのときには、スタッフの役割は、余り固まっておらず、法テラスの事業を遂行する中で考えていくという整理をしていた、また、社会の変化にあわせて利用者のニーズは常に変わっていくので、そのニーズに柔軟に、機動的に対応できる機関をつくろうと思って法テラスを立ち上げたとおっしゃっています。法テラスは、このときの理想や思い、司法アクセス障害解消という出発点に立って、自由な発想で進む方向を考えてほしいと、こういうことも、述べられています。

○伊藤座長 それでは、本日の会議の議題について申し上げます。

お手元にお配りしてございます議事次第にあるとおり、本日皆様に御検討いただく議題は、日本司法支援センターに勤務する常勤弁護士がその役割を十全に果たし総合法律支援のセーフティネットとして活動するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策でございます。それにつきまして事務局から詳しい説明をお願いいたします。

○松井参事官 それでは、本日の議事について御説明いたします。

まず初めに、日弁連の内田正之副会長からスタッフ弁護士の従来・今後の役割、それを十全に果たすための方策について御報告をいただきます。その後、今年の2月末まで法テラスのスタッフ弁護士をされておりまして、あわせてスタッフ弁護士委員会の委員長を務められていた市川徹弁護士から各地のスタッフ弁護士が抱える問題と対策につきまして御報告をいただきます。これらの御報告を踏まえて委員の先生方に御協議いただきたいと思います。

○伊藤座長 ただいま事務局から説明がございましたような内容及び順序で議事を進めてよろしくございますか。

(各委員了承)

それでは、御異議がないようですので、そのような形で議事を進めたいと存じます。

初めに、内田弁護士から説明をいただいて、引き続いて市川弁護士に説明をお願いしたいと思っておりますので、恐縮でございますけれども、こちらに御移動いただけますでしょうか。

それでは、内田弁護士からスタッフ弁護士の従来・今後の役割、それを十全に果たすための方策につきまして御説明をお願いいたします。どうぞよろしく。

○内田弁護士 私は日本弁護士連合会、以下日弁連と申しますけれども、その副会長の一人であります。所属は仙台弁護士会で、昨年度は仙台弁護士会の会長を務めました。日弁連におきましては、日本司法支援センター推進本部などいわゆる法テラス関連の委員会並びに東日本大震災東京電力福島第一原子力発電所事故等対策本部を初め災害復興支援関連の委員会を主な担当としております。本日は、充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会第5回会議におきまして、常勤弁護士の従来の役割とこれから期待される役割について、期待される役割を十全に果たすための方策についてという論点項目に関しまして、有識者検討

会の委員の皆様にはプレゼンテーションを行う機会を与えていただきまして、大変ありがたく光栄に思っている次第です。

以下、早速プレゼンテーションに入りますが、法テラスに常勤職員として雇用され、地方事務所や地域事務所に配置されて法律事務取り扱い等の業務や活動を行う弁護士につきましては、いわゆるスタッフ弁護士と呼ばれることが多々ございますので、この場でも以下スタッフ弁護士と呼んで説明を続けさせていただきます。

資料は9というふうに振ってあるレジュメ、裏表のレジュメがございます。この中の1の(3) スタッフ弁護士の業務・活動についての説明から始めたいと思います。

現実のスタッフ弁護士の業務や活動としましては、レジュメの(3)の①から⑤法律事務取り扱い、法律事務取扱いに付随する情報提供、法律事務取扱いそのものではないけれども、法律事務取扱いに関連する支援業務・活動、例えば司法ソーシャルワークの中から法律事務取扱いそのものを除いたもの、法テラスの職員としての情報提供、これは例として挙げれば法教育の講師派遣によって講演等を行う場合があるかと思えますけれども、そういったものがございす。5番目としまして、個々の法律事務取扱いとの直接の関連性がないか極めて薄いもろもろの支援業務・活動、こういったものがあろうかと存じます。

レジュメにもございますように、このうちの1番と2番を本来的業務という意味で業務と呼んで、3番から5番までを以下活動というふうにちょっと区別して呼ばさせていただきます。

その上でレジュメでいいますと、1の(2)検討のための留意点のところに戻りますけれども、まず一つ留意しなくちゃいけないと考えていますことは、スタッフ弁護士の業務や活動ということとスタッフ弁護士の役割とは区別したほうがよいのではないかとということでございす。既にスタッフ弁護士の業務や活動の類型というか意味、内容については先ほど述べましたので、役割ということについての日弁連の認識を明らかにいたしますと、スタッフ弁護士の役割とは、スタッフ弁護士の業務や活動、先ほど述べた5つですね。そういった業務や活動の遂行を通じて果たされる肯定的価値を伴う効果や機能、持ち味、これらを意味するというふうに考えております。

次に、留意すべきことの2つ目といたしまして、業務や活動はスタッフ弁護士自身の業務・活動なのか法テラス自身の業務・活動なのかを区別するほうがよいのではないかとということで。もっと突っ込んでいえば、区別しなければならない場面もあるのではないかとというふうに考えております。皆様御承知のように、総合法律支援法30条の第3項では、法律事務を法テラス自身が行い取り扱えと解してはならない旨の注意喚起規定がわざわざ規定されております。例えばの話、一口に司法ソーシャルワークと申しまして、その定義づけがしっかり確定しているわけではなく、いわば生成発展中の用語だと思いますけれども、それはそれとしまして、例えば個々の法律事務取扱いと不可分一体あるいは極めて密接な関係にある司法ソーシャルワーク活動につきましては、むしろ法律事務取扱いと一体として、あるいは法律事務取扱いに準じた活動だというふうに、そういった取扱いをするということが先ほど述べた法律事務を法テラスが行い取り扱えと解してはならない旨の規定の趣旨にも沿うのではないかと考えます。

こういった2つの留意点を申し上げた上で、スタッフ弁護士の役割についての日弁連の認識をもう少し補足させていただきます。

先ほどスタッフ弁護士の役割とは、スタッフ弁護士の活動や業務の遂行を通じて果たされる肯定的な価値を伴う効果や機能、持ち味を意味するというふうに述べましたけれども、もう少し

し役割の意味、内容を明らかにしますと、例えば法的サービスの受益対象者が個々の法的問題について法制度を利用することができたあるいは法律専門家の法的サービスを受けることができた、そのことによって法的な問題を解決できたと、そういった個々具体的法的問題の解決といった役割、これがまず挙げられると思います。

もっと大きな目で見ますれば、総合法律支援法の第1条の目的や法第2条の理念の達成に資することができた、こういった大きな役割も考えることができると思います。こういった個々具体的問題の解決といった具体的な役割から、法律の1条の目的や2条の理念の達成に資することができたといった大きな役割もありますけれども、そういった個々の法的サービスの提供による法的問題の解決から、理念や目的達成に至るまでのさまざまなレベルでの役割に一貫している大事な役割があると思います。それが補完的役割ということで、この補完的役割ということを経法的サービスの受益者である国民や市民から見れば、法的セーフティネットとしての役割ということだと思っています。

したがって、補完的役割ということと法的セーフティネットとしての役割というのは、ちょっと見る場面を変えた場合の同じことを指しているというふうに日弁連では理解しております。

こうしたスタッフ弁護士の補完的役割、見方を変えれば法的セーフティネットとしての役割といえますのは、法案が当時の司法改革推進本部の顧問会議や国会で審議されているときにも当局から繰り返し説明されたことですし、そうしたスタッフ弁護士が所属する法テラス自身が法的セーフティネットの構築の担い手としての役割を負っていることは、成立した法の規定ぶり、例えば法第32条3項におきまして、法テラスが情報提供、司法過疎地域において法律専門家に法律事務を取り扱わせること、被害者への情報提供、委託援助について関係諸機関の取組との連携のもとでこれを補完することに用いなければならないと規定されていることなどから明らかだというふうに考えております。

もっともこの補完的役割ということにつきましては、単純に刑事の国選弁護事件や民事扶助事件についていわゆるジュディケア弁護士だけでは十分に賄えない部分を数的に補完するという狭い見方をしているのではございません。既に言及した司法ソーシャルワークのような活動を含めて、先ほど述べた5つの種類の業務・活動の遂行を通じて、量及び質の観点から補完的役割や法的セーフティネットとしての役割を果たすことが必要であるというふうな認識に日弁連は立っております。

そうした上で、ジュディケア弁護士の業務・活動や役割との違い、色について言及したいと思います。既に述べましたスタッフ弁護士の業務や活動につきましては、ジュディケア弁護士との間において何ら違いはないというのが日弁連の認識です。また、業務や活動と区別される場所の役割についてどうかといえば、さきに述べました法的サービスの受益対象が個々の法的問題について法制度を利用することができたあるいは法律専門家の法的サービスを受けることができた、それによって法的問題を解決できたとといった個々の具体的法的問題の解決といった役割から、法1条の目的や法2条の理念の達成に資することができたといった大きな役割、これもスタッフ弁護士とジュディケア弁護士とで異なるところはないというふうに考えております。役割で異なりますのは、さきにも述べましたとおり補完的役割、法的セーフティネットとしての役割、これがジュディケア弁護士とは異なる役割になるのだというふうに考えております。

従来のスタッフ弁護士の業務・活動の役割と今後の役割について述べます。従来のスタッフ弁護士の業務及び活動については、設立当初は刑事国選弁護事件や民事法律扶助事件のジュディケア弁護士の数的補完、過疎地域における法律事務取扱いを担うといったいわば法律事務取扱いが主たる業務で、その数的補完の役割が大きかったと思われます。ただ、既にこの検討会でプレゼンテーションを行った太田弁護士や水島弁護士の先駆的ないわゆる司法ソーシャルワーク活動といったものを契機としまして、司法ソーシャルワーク活動についてもスタッフ弁護士が担う活動として意識されてきたのだと思います。

日弁連としましては、そうした従来の法律事務取扱いの数的補完は、それはそれとしまして、司法ソーシャルワーク活動についても、これもまた補完的役割を担うものとして高く評価しております。また、そうした司法ソーシャルワーク活動に代表されるような必ずしも従来の法律事務取扱いの枠にきっちりハマらない活動についても、それらは多様な補完的役割の一端を担ってきたと考えておりますし、今後そうした活動をジュディケア弁護士や弁護士会の活動との連携において一層充実させること、そうした活動を通じて多様な補完的役割を果たすことがスタッフ弁護士に期待されているというふうに考えます。

ただ、仮にスタッフ弁護士を相当程度増員して配置したとしても、スタッフ弁護士の業務・活動というのは比喩的に申せば、いわば点にすぎません。司法ソーシャルワーク活動につきましても、それ以外の多様な活動につきましても、これらが線や面になってあまねく法的サービスを全国に行き渡るようにするには、ジュディケア弁護士や弁護士会の活動との連携が不可欠であり、それは司法ソーシャルワーク活動も含めて多様な補完的役割を果たすためには数的な補完とは比べものにならない密な連携活動が必要だというふうに考えております。

実際問題、現実に地方事務所や地域事務所に配置されて、業務や活動を遂行するスタッフ弁護士は、弁護士経験としては二、三年から五、六年程度の弁護士がほとんどです。例えばいわゆる関係諸機関との連携活動につきましても、個々の法律事務対応や行政上の手続対応を行うための連携は言うに及ばず、それらを超えた連携を継続的・持続的に行っていくには、司法ソーシャルワーク活動を例にとりましても、先日プレゼンテーションさせていただいた日弁連高齢者・障害者委員会事務局長の青木弁護士のような経験を有した弁護士の活動も必要でしょうし、日弁連や単位会の高齢者・障害者委員会の会務活動との連携も必要だろうというふうに確信しております。また、そういった連携の一つの例としまして、スタッフ弁護士につきましては、推薦する段階から日弁連はかかわっておりますけれども、1年間の養成期間において日弁連では年間10回にわたる定期研修というものを行っております。これは、4月には必ず合宿という形で裁判員裁判についてのケーススタディというんですか、実際にその場で弁護活動をやってもらって、それをビデオに撮って、それを講師格となる弁護士と2人で見ながら自分でどう思うか、講師から気がついたところをさらにまた指摘すると、そういったことも含めて年間で10回の研修を行っておりますが、これに日弁連としてはお金のことを申すのはあれですけども、約1,700万円の予算を計上しております。

期待される役割を果たすために何が必要かについて申し上げます。以下のことが必要だというふうに考えます。

まず1つはアクセス障害の解消のため、とりわけ自ら法律問題であること、法律専門家から法的サービスを受けることが必要なことについての気づき、この気づきが必ずしも明確でない高齢者・障害者の初回相談を無料にする、あとアウトリーチ相談や関係諸機関の職員との同行

訪問等が考えられます。私、被災地の仙台弁護士会では、いわゆる仮設住宅において盛んに訪問した上で法律相談活動を行っておりますが、弁護士が来ましたといっても、そう簡単に法律問題があるんですとか言ってくる人はいません。これは民生委員の方と一緒にいくあるいは社会福祉士の方と一緒にいって、まず民生委員の方や社会福祉士の方がまず最初にお話になって、「おばあちゃん、このごろ変わったことない」とか言ったら、「そういえば何かクレジット会社からこんな通知が来ていたような」というのがあって、それを契機に法的問題の相談に移行すると、「きょう実は弁護士さんも一緒に来ているからちょっと相談を受けてみない」というようなことで相談に移行すると、こういったことがございます。仙台弁護士会では、消費者庁や厚労省との連携において、そういった相談の事業といったものも展開しております。

こういった司法ソーシャルワークのポイントというのは、アウトリーチ型ということと関係諸機関との連携というところがポイントだと思いますけれども、まずこういったものがアクセス障害の解消にとって必要だ、その第一歩として障害者・高齢者の初回相談を無料にするということも必要かというふうに考えております。

次に、これは業務や活動の拡大ということにつながる話だと思いますけれども、先ほど述べた法律事務取扱いの中でも行政手続における代理申請、審査請求、これは不服申立て全般についてですけれども、この代理援助を法テラスの本来業務と位置づけること、あるいは法律事務取扱いそのものではありませんけれども、法律事務取扱いに関連する支援業務や活動、個々の法律事務取扱いとの直接関連性はないものの、密接不可分な関係にある活動、例えば具体的な法律事務取扱いを遂行する過程でケースワークの会議に出るといったことも入ると思いますけれども、そういったことを極力法律事務取扱いに準じた業務として代理援助の対象とすること、これも必要ではないかと思います。

ただ、当然のことながらスタッフ弁護士とジュディケア弁護士とで業務や活動の質に違いはないとの日弁連の立場からは、仮にこういったものが拡大された場合はジュディケア弁護士にとってもそういった拡大された活動というのは代理援助の対象となることを意味することになります。さらに、司法ソーシャルワークの研修や共同遂行、これはOJTの確保ということから必要だというふうに考えております。既に一部は行われていることだとは思いますが、司法ソーシャルワークについての研修や司法ソーシャルワークについて経験のある弁護士との共同で司法ソーシャルワークを行うといった、いわゆるOJTの機会を設けることを充実させることが必要だと思います。

また、先ほど述べましたようにジュディケア弁護士や弁護士会の高齢者・障害者委員会の活動との連携も従前以上に密にする必要があると思います。例えばその一つといたしまして、スタッフ弁護士に所属している弁護士会の高齢者・障害者委員会の委員になってもらって、委員会活動にも積極的に参加してもらおうということが一つ挙げられるかと思います。

もう一つは、法テラスの内規としまして、先ほど資料で出ておるようですけれども、スタッフ弁護士の担う役割として多様な補完的機能ということ、また、そうした役割や例えば司法ソーシャルワークを通じて果たされることを何らかの形で明記することが考えられてもよいのではないかと思います。もとより法テラス自身も司法ソーシャルワークについて積極的に取り組むことを今般策定されたいわゆる中期目標や中期計画においても明らかにしておりますので、内規に何らかの形でこういった役割を取り込むことは可能であると思いますし、そうした内規化がなされれば従来現場の一部のスタッフ弁護士からケース会議出席といった司法ソーシャル

ワーク活動をやっているものかどうか、そうした会議に出席する交通費が支給されるのかと、そういった懸念が表明されていたことを聞き及んでおりますけれども、そういった懸念は杞憂になるのではないかと考えております。

以上をもちまして、私のプレゼンテーションを一旦終わらせていただきまして、御質問等があれば可能な限りお答えしたいと存じます。御清聴ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。引き続きまして、各地のスタッフ弁護士が抱える問題と対策につきまして、市川弁護士から説明をお願いいたします。

○市川弁護士 福井の弁護士の市川徹と申します。

資料10と書かれた1枚紙のレジメの順番に沿って説明させていただきます。

まず、本日この場にお招きいただいた理由についてお話するためにも、簡単に自己紹介をさせていただきますと思います。私は平成21年12月に弁護士登録をして、東京の法律事務所で約1年間の指導を受け、平成23年2月に法テラス福井法律事務所に赴任しました。今年の2月末日に法テラスを退職して、3月から福井県内の一般の事務所に移籍したばかりです。弁護士は5年目になります。法テラス福井では、スタッフ弁護士として弁護士1人、事務局1人の体制で約3年間勤務しました。法テラス福井は本庁事務所、つまり弁護士過疎ではない地域にある事務所で、主に国選弁護事件と民事法律扶助案件を扱っていました。

私は一スタッフ弁護士であると同時に、平成24年9月から平成25年9月までの約1年間スタッフ弁護士委員会の委員長を務めさせていただきました。スタッフ弁護士委員会は、現役的全スタッフ弁護士により構成され、各地のスタッフ弁護士や法テラス本部、日弁連推進本部等と意見交換や情報共有するなどして、全国のスタッフ弁護士が抱える問題の把握、改善等を目指す委員会です。この場をお借りして、スタッフ弁護士委員会委員長経験者として、各地のスタッフ弁護士の声を聞いてきた立場から、スタッフ弁護士が抱えている問題についてお話させていただきますと思います。もっともこれからお話する内容は、一部のスタッフ弁護士から聞いた情報であって、大部分のスタッフ弁護士は弁護士会の先生方を初めとして周りの方々に暖かく支えられて活動できていることに御留意ください。

まず、そもそもスタッフ弁護士とは何かについてお話しします。

法テラスは全国均質に業務を遂行するため、全国の県庁所在地等に拠点となる地方事務所を置くとともに、司法過疎地域には地域事務所を置き、各地の弁護士会や一般契約弁護士等と連携して総合法律支援の実施に当たっています。スタッフ弁護士というのは、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士です。法テラスの職務も行いますけれども、法テラスの事務も行いますが、基本的には一般の弁護士と同様に法律相談を受けたり事件を受任して代理行為を行ったりしています。弁護士としての独立性は守られていますので、事件の処理の仕方について法テラスから指示を受けたりすることはありません。

スタッフ弁護士と一般の弁護士の違いとしては、まず第一に扱う事件の種類に制限があるということが挙げられます。私がいた法テラス福井のように、本庁事務所のスタッフ弁護士は原則として民事法律扶助と国選弁護のみを行うことになっています。そのため、依頼者から直接報酬をいただく有償事件などは受任できません。また、企業の顧問などもできないとされています。

なお、司法過疎地の法テラスのスタッフ弁護士については、もともと弁護士がいないまたは弁護士が少ない地域の法的サービスをカバーすることを目的として配置されていることから、

有償事件も受けられることになっています。

第2に、スタッフ弁護士は給料制ですので、余り採算を気にせずに仕事ができるということが挙げられます。そのため、高齢者・障害者の案件で出張相談が必要だったり、聞き取りに時間がかかったりする事件や民暴案件等積極的に受けやすい環境にあると言えます。また、司法ソーシャルワークなどの新たな分野にチャレンジしやすいということも言えます。この検討会でもプレゼンがあったと聞いておりますけれども、太田弁護士や水島弁護士の取組などもその一例です。

スタッフ弁護士は社会の隅々まで法的支援を届けられるように活動しておりますけれども、日々活動する中で幾つかの問題を感じる場合があります。スタッフ弁護士が抱えている問題を弁護士会との関係、法テラス地方事務所との関係、法テラスのスタッフ弁護士であることへの不安の順に御紹介します。

まず、弁護士会との関係について説明させていただきます。スタッフ弁護士が取り扱う事件数を上げて批判を受けるということがあるので、御説明します。

スタッフ弁護士が取り扱う事件数が多い場合に、弁護士が増えて事件を取り合っている状況下において、ほかの弁護士が受けたい事件をスタッフ弁護士が奪っているのではないかと worry されることがあります。しかし、先ほど申し上げたとおり多くのスタッフ弁護士は高齢者・障害者事案等一般の弁護士が受任をちゅうちょする非採算事件や困難案件に積極的に取り組んでおります。このような案件で取扱い件数が多くなったとしても、ほかの弁護士が受任したい事件を奪っているということにはならないと思います。

また、逆に受任事件数が少ない場合にも、もうニーズがないのでスタッフ弁護士は不要だと言われてしまうことがあります。しかし、スタッフ弁護士の仕事は事件数だけで一概に評価できないはずです。先ほどから申し上げており、多くのスタッフ弁護士は事件処理に時間がかかるような事件に積極的に取り組んでいますし、司法ソーシャルワークや連携活動等は事件数にはカウントされない仕事です。また、民事法律扶助の認知度を上げるために関係機関に業務説明をしに行くスタッフ弁護士もいますけれども、やはり事件数にはカウントされません。取扱い事件数が法テラスやスタッフ弁護士に好意的でない弁護士からの攻撃材料として使われてしまう場合があり、残念なことにこれによって委縮してしまうスタッフ弁護士が少なからずいるのも事実です。

また、弁護士会費の負担についてのお話をさせていただきます。

スタッフ弁護士は異動のたびに所属弁護士会の登録が必要となります。この際、一般の弁護士であれば入会金がかかることとなります。また、このほかに毎月の弁護士会費がかかることとなりますが、検察官、裁判官と同水準の給与であるスタッフ弁護士にとってこれらのお金を負担することになると、経済的負担は非常に大きいものとなります。この点、ありがたいことにスタッフ弁護士については、公益的活動をしているという理由から入会金や会費を免除または猶予してくださる弁護士会が多く、免除・猶予部分については日弁連が弁護士会への補助制度もあって、多くのスタッフ弁護士はその恩恵にあずかっています。

しかし、最近スタッフ弁護士の配置の必要性に疑問を抱く弁護士会において、スタッフ弁護士に対する入会金や会費の免除・猶予について消極的な対応がなされることがあると聞いています。免除・猶予を受けられないスタッフ弁護士にとっては、経済的負担が大きいのはもちろんのこと、心理的にもその弁護士会において仕事をしづらくなるのではないかと思います。

以上、お話ししてきたとおり弁護士数増加による事件減などを理由に弁護士会からスタッフ弁護士に対し厳しい対応がなされることがあります。もちろんスタッフ弁護士に好意的な弁護士も多いですけれども、厳しい対応がなされている場合があるということは事実です。弁護士会が法テラスに対して意見を述べ、組織対組織で対応している分にはまだスタッフ弁護士としてはいいのですけれども、その攻撃の矛先がスタッフ弁護士個人に向いて、地元の弁護士から小言を言われたりですとか、あるいは仲間外れにされるなどの対応をされると、そのスタッフ弁護士は孤立していきます。このような人間関係が仕事に悪影響を及ぼして、十分な司法サービスを提供できなくなるということもあり得ると思います。

続いて、法テラスの地方事務所との関係について説明させていただきます。

まず、その問題についてお話をさせていただく前に、簡単に法テラス地方事務所の概要を説明させていただきます。

法テラスの地方事務所は、情報提供業務、民事法律扶助関連業務、国選弁護関連業務などを行っています。スタッフ弁護士は地方事務所からの依頼を受け、緊急な法律相談対応等を行うこともあれば、スタッフ弁護士から地方事務所に対し出張相談や事件の共同受任の許可などを求めたりすることもあります。法テラス事務所の運営は、所長及び副所長などが行っています。物事の決裁権者は基本的に所長です。所長や副所長は該当する弁護士会から推薦を受けた弁護士、司法書士で構成されており、圧倒的に弁護士が多く、地方事務所によっては弁護士会から推薦を受けた弁護士のみで構成されていると聞いています。地方事務所の事務局長は、法テラスの常勤職員や裁判所からの出向者などが多いと聞いています。

スタッフ弁護士の業務は、決裁権者である地方事務所長に大きく影響を受けることになります。うまくやっている地域が多いとは思いますが、中にはスタッフ弁護士に厳しい対応をする所長がいると聞いています。所長のスタッフ弁護士への事件配点が問題になった一例をお話しします。一般的な話ですが、弁護士が事件を受任する場合、まず法律相談を行い、その中でどのような法的対応が可能か、その場合の弁護士費用は幾らかなどを説明して、依頼者に納得していただきます。この過程で信頼関係を築き、それに基づいて事件を進めていくというのが一般的な弁護士業務の進め方であろうと思います。

したがって、法テラスでも法律相談を受けた弁護士がそのまま受任をするのが一般的と認識しておりますけれども、中には依頼者や関係者が対応困難な方であるですとか、事件の筋がよくないとして法律相談担当の弁護士が受任を嫌がって扶助の審査に回すものの、自分では受任しないという取扱いをする場合があります。これを「審査回付・受任せず」と呼んでおります。このような場合、この事件は所長の決定に基づきスタッフ弁護士が担当せざるを得ない場合が多いというのが実情です。このような事件がスタッフ弁護士に回されること自体はやむを得ないことだと思いますけれども、それでも弁護士の仕事が依頼者との信頼関係に基づくものであることは、事件を受任する上での最低条件で、これも満たされず直接会ったこともない依頼者の事件を受けるとするのは、弁護士にとっても依頼者にとっても非常に問題があると考えます。

そこで、そのような事件については、受任前に一度その依頼者との面談を挟ませてもらいたいと考えるスタッフ弁護士が多いと思います。しかし、地方事務所長がこのような事件について受任前に面談を挟むような扱いは認めないとして、スタッフ弁護士が依頼者との面談をお願いするのに拒絶して事件配点をする例があり、問題となったことがあると聞いています。その他、ここで詳細に触れることはしませんが、スタッフ弁護士の事件処理の件数や質につ

いて所長から先輩弁護士の指導という範囲を超えた発言がなされ、スタッフ弁護士の心身に悪影響を及ぼしかねない事態が起きたケースもあります。

スタッフ弁護士は配置された地域の地方事務所との対応に苦しんでいるときは、法テラス本部に親身になって対処してほしいと思っています。しかし、現実的には地方事務所は必ずしも本部の指示に従うとは限りませんし、本部も所長を推薦した弁護士会への配慮から、地方事務所に余り強くは言えないということがあるようです。そのためスタッフ弁護士が孤立感や法テラスに対する失望を強くする場合があります。

続いて、スタッフ弁護士であることの不安について説明させていただきます。

まず、スタッフ弁護士の配置に関する問題について御紹介します。

スタッフ弁護士は、かかる時間、手間と得られる経済的利益が見合わない、危険を伴うなどの理由から一般契約弁護士が取り扱いにくいような事件を多く担当しています。その中で司法ソーシャルワークのような即時の出張や連携等に対応するためには、県庁所在地はもちろん、司法過疎地域事務所においてもスタッフ弁護士複数体制が必要になるのではないかと考えています。しかしながら、複数配置が認められない地域が少なくありません。スタッフ弁護士1人の配置ではキャパオーバーを起こすのではないかと、安全面に不安があるのではないかと考えるスタッフ弁護士は多いと思います。

続いて、キャリアとしての問題について御紹介させていただきます。

まず、スタッフ弁護士は任期制です。任期更新率は50%程度だと思いますけれども、任期を更新したスタッフ弁護士にしても、その多くの弁護士はいずれは法テラスを退職して一般の弁護士になると考えています。しかし、今の制度下では大半のスタッフ弁護士は自分の将来の見通しが立てられず不安を抱えています。スタッフ弁護士は退職後戻る事務所が用意されるわけではありません。赴任地での人脈等はその地域で独立する弁護士でなければ生かすことはできません。一方、スタッフ弁護士の業務は民事法律扶助と国選弁護などスタッフ弁護士が取り扱える事件がそもそも限られてる上、地方によっては地元の弁護士会から一定の種類の事件の受任を控えるように言われて、結果的にその地域の同期の一般弁護士に比べて取扱い分野がさらに限定されて偏るという事態が起きています。このような現実を知り、多くのスタッフ弁護士はスタッフ弁護士としての経験やキャリアにならない、独立するのであれば早いほうがいいと考えてしまいなかなか任期更新率が高くない現状があるのです。事件の配点については、スタッフ弁護士の教育的効果にも配慮してさまざまな種類の事件を経験できるようにするといった制度構築を法テラス本部にも弁護士会にも望みます。

続いて、解決策についてお話させていただきます。

これまでさまざまな問題を挙げてまいりましたが、これらの問題は主としてスタッフ弁護士は一般の弁護士の仕事を奪っているのではないかとという弁護士会のスタッフ弁護士に対する警戒感が原因であるようにも思います。スタッフ弁護士から見れば、そもそも給料制ということもあり、周りの弁護士の仕事を奪ってまでお金を稼ごうとするインセンティブは何もありません。もし簡単に報酬がたくさんとれるような事件の相談を受けた場合には、喜んでほかの弁護士に回したいと思うはずで、これについてはもっとも依頼者にとってたらい回しと感じられる問題があって、実際はしづらいかと思います。

スタッフ弁護士の中には、まず有償事件については地元の弁護士を案内し、その弁護士が受任できなかった場合のみ法テラスが受任するという取扱いをしているところもあるようです。

また、法テラスができた時期が過払い事件が減った時期と重なったことも誤解を生んだ一要因であるように思います。過払い事件というのは、簡単に言うと借金をした方が利息を払い過ぎていた場合にそれを取り戻す事件です。今では法改正などの影響で過払い自体が減っていますが、その時期と法テラスが設立された時期はかなり重なっています。そのため、法テラスができたために事件が減ったと間違った印象を持たれているというケースもあるようです。

私は、一般の弁護士とスタッフ弁護士は協働できる関係にあると思いますし、より充実した継続的な法的サービスの提供のためにぜひとも協働していくべきだと思っています。そのためにも弁護士会のスタッフ弁護士に対する警戒感を払拭し、相互理解を深めていくべきだと思います。弁護士会に理解を求めるためには、スタッフ弁護士側からも可能な範囲で積極的に情報を開示していく必要があるかもしれません。弁護士会としては、スタッフ弁護士の活動内容が不透明であることから警戒感を払拭できないことも考えられるからです。ただ、開示するのであれば、単に事件数を示すだけでは何の意味もありません。他方、詳細過ぎる情報の開示は、守秘義務や開示自体の手間などの問題も生じると思います。これは一例ですが、相談者や相手方の属性、出張の可否、管轄地、事件類型等開示可能な情報を類型化して、それをスタッフ弁護士のほうから開示していくことも考えられるのではないのでしょうか。

また、スタッフ弁護士の特徴である3年ごとの異動が弁護士会とスタッフ弁護士との相互理解の一つのネックとなっている可能性があります。1つの地域に3年もいれば、そこで一定の人間関係ができます。特に弁護士会との関係では、責任ある役職を割り振ってもらえるようになります。しかしながら、3年が過ぎ任期を更新すると、原則としてスタッフ弁護士は別の地域に異動することになっているため、弁護士会から見てもスタッフ弁護士に会の活動の中核を任せることはできないように思います。スタッフ弁護士にとっても、また新たな地で一から人間関係を築き直さなければならないということになります。弁護士にとって弁護士会や委員会とのつながりは、仕事をしていく上で非常に重要です。関係が緊密であればネットワークがふえ、事件処理の幅が広がり、より適切な法的サービスを提供できるようになります。その観点からこの異動がネックとなることがあります。これは法テラス本部に対する希望になりますけれども、異動ルールについても例えば3年という期間が本当に適切なのか、余りにも短過ぎるのではないかなど柔軟に検討してもらいたいと思います。

弁護士会からは、法テラスのスタッフ弁護士はこういう事件をすべきではない、もっとやるべき活動があるはずだといった御意見をいただくことがあります。他方、スタッフ弁護士としても当該地方で自分がどのような活動を求められているのかよくわからないということもあります。その意味では、弁護士会側でもスタッフ弁護士に求める活動内容を伝える意義があると思います。もっともスタッフ弁護士の位置づけ、役割については一義的に定まっているわけではありません。弁護士会の方針ごとあるいは地方事務所の方針ごとにスタッフ弁護士がやるべきこととする内容が違ふということもあります。その中で余りにスタッフ弁護士の活動範囲が狭められ過ぎてしまうと、スタッフ弁護士が十分に役割を果たせないと同時に、将来への不安を感じてしまうことにつながります。やはりスタッフ弁護にかかわる機関や人にスタッフ弁護士の位置づけや役割を認識してもらう必要があると思います。また、その内容はスタッフ弁護士の活動をことさらに縛るものではなく、生かすものであってほしいと思います。スタッフ弁護士が周囲からこのような役割を担う存在だと明確に認識されれば、スタッフ弁護士も安心して活動できることにつながると思います。

法テラスの地方事務所執行部との関係についての問題なんですけれども、スタッフ弁護士の業務を十分に理解していただいていない方が地方事務所の所長、副所長などの役員を務められていることがトラブルの原因の一つとなっているように思います。地方によってはスタッフ弁護士に非協力的な方が役員を務められているところがあると聞いておりますけれども、そのような場所ではスタッフ弁護士が活動するに当たって心理的負担が生じてしまいます。本来、協力し合うべき地方事務所とスタッフ弁護士との間でトラブルが発生してしまった場合には、スタッフ弁護士個人はかなり厳しい状況に追い込まれてしまうのです。できればスタッフ弁護士の意義について理解のある方に役員になっていただきたいと思います。また、不幸にもトラブルが生じてしまった場合には、スタッフ弁護士個人での対応は限界があるかと思ひますし、法テラス本部や日弁連等で有効な対策をとっていただければと思います。

以上、雑多なお話をさせていただきましたが、私自身もそうでしたが、各地のスタッフ弁護士は周囲の一般の弁護士や地方事務所との友好な関係を築きつつ、連携協力して隅々まで法的支援を届けられるよう活動したいと考えています。私自身の経験としても福井弁護士会として暖かく受け入れていただきました。具体的な話になりますけれども、民暴案件、対暴力団案件が回ってきたときに民暴委員会の先生方に共同受任をお願いして、快く引き受けていただいととも助けていただいたという経験があります。また、タイムリーな話になりますけれども、最近私も入らせていただいたんですが、原発弁護団でも福井の先生方はとても精力的に活動され、十分な成果を出されています。また、外国人事件の受け皿となれるように福井弁護士会の人権擁護委員会内に外国人の人権に関する部会というのを立ち上げていただいて、私は初代部会長として自由に活動させていただくなどさせていただきました。私だけでなく全国のスタッフ弁護士は委員会活動にも積極的に取り組みたいと考えております。

きょう御報告した内容がスタッフ弁護士が一般弁護士とともに市民の方に法的支援を十分に届けられるようにするための一助となれば幸いです。御清聴まことにありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。ただいまお二人からそれぞれ御説明をいただきましたが、お二人には恐縮ですが、このままそこにおとどまりいただいて協議に加わっていただければと存じます。

そこで、御説明の内容について委員の皆様から御質問、御意見をいただくとともに、論点表に従いまして、スタッフ弁護士の従来の役割とこれから期待される役割について、期待される役割をスタッフ弁護士が十全に果たすための方策について御意見をいただきたいと思います。それに先立ちまして、本日関係機関として臨席されておられます最高裁判所事務総局総務局、大須賀第一課長から御発言があると伺っておりますが、よろしゅうございましょうか。

○大須賀課長 最高裁判所事務総局総務局第一課長の太須賀と申します。本日は御発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私から今お話がありましたスタッフ弁護士の役割あるいは最高裁としてスタッフ弁護士に対してどういった期待をしているかという点に関しまして、一言お話をさせていただきたいというふうに考えております。

総合法律支援法が裁判員法と同時に制定されたという経緯に照しますと、法テラス、とりわけそのスタッフ弁護士が裁判員制度の中核として活躍することが想定されていたというふうに考えております。具体的には裁判員裁判の研修化などに向けて専門的スキルを身につけたスタッフ弁護士が各地に配置され、実際に裁判員裁判を担当するだけでなく、獲得したノウハウ

などを他の契約弁護士と共有するなどして、その地域の国選弁護人全体のスキルアップを図り、結果として裁判員裁判に適切に対応できる国選弁護人が確保されていくことが期待されているものというふうに考えております。

しかし、現状としては裁判員裁判に適切に対応できる弁護人が選任されていないという場合もあるようでございます。例えば法テラスにおいては、裁判員裁判の経験やその研修の受講といった要件を満たすものだけを登載した裁判員裁判専用の国選弁護人候補者名簿に基づいて、裁判員裁判事件の国選弁護人の指名通知を行うことが望ましいとされていますが、そのような運用が行われている地域は実際には多くないものと承知しております。

また、必ずしもデータとして把握できているわけではありませんが、裁判員裁判においては、複数の弁護人が選任されることがありますが、最初に選任された弁護人が単に同期であるとか、あるいは同じ事務所であるからといった理由だけで2人目の弁護人の選任を推薦した結果、相互に知識、経験を補うことのできない弁護体制となり、それが原因となって弁護活動が遅延したのではないかとと思われる事例もあるというように聞いております。

このように裁判員裁判に適切に対応できる国選弁護人の確実に選任の確保ということが重要な課題であるというふうに認識しておりますが、こういったことからしますと、最高裁判所としても裁判員裁判の適切な運用という観点から各地域の国選弁護人全体のスキルアップを図り、裁判員裁判に適切に対応できる国選弁護人が確実に選任される体制を確保していくことが不可欠というふうに考えております。国選弁護人全体のスキルアップのためには、個々の弁護士の力量を上げていただくことが必要なのでありまして、弁護士会の研修などの取組にも大いに期待しているところではありますが、体制の確保という点では先ほど申し上げましたようなスタッフ弁護士に期待される役割も大きいというふうに考えているところでございます。

もっともスタッフ弁護士が期待に応えていくことができるようにするためにどういった方策をとることが適切かという問題につきましては、十分に検討する必要があると考えているところでございまして、この点について最高裁において何らかの意見を持ち合わせる、現段階において何らかの意見を持ち合わせているというわけではないというところでございます。

以上でございます。

○伊藤座長 ありがとうございます。そういたしましたら、先ほど申し上げましたとおり御報告を踏まえまして御質問、それからあえて区別をするのはかえって不自然かと思しますので、御意見もあわせて承りたいと存じます。どうぞどなたからでも御自由に御発言ください。

どうぞ。

○菊地委員 すみません。2点質問させていただきたいんですが、1つはこれ多分、市川先生に伺いたいんですが、位置づけですね。スタッフ弁護士の方々が総合法律支援法には明確に規定をされていなくて、適当な契約弁護士等という表現で、内規で位置づけがなされているというのは、それに対して不安とか問題はないのでしょうかという質問です。

もう一つの質問は、先ほどやはり市川さんから所長の影響が大きいというお話だったんですが、これ例えば静岡県なんかだと支部が2つと、あと過疎事務所が1つあるんですけれども、これは本所のほうで全てのスタッフを統括しているのか、あるいは支部長が所長のようにはほぼ支部長が事実上統括しているのか、そこは現場ではどのようになっているんでしょうか。

○伊藤座長 それでは、まず内田さんに対する御質問で、先ほど御説明があったジュディケア、一般弁護士との協力体制などとの関係で、スタッフ弁護士の位置づけについてどうお考えにな

っているかと、菊地委員、そういう御趣旨で理解しましたが、よろしゅうございますか。

○菊地委員 法的な位置づけが明確ではないということに対する不安や問題はないでしょうか。

○伊藤座長 わかりました。いかがでしょうか。

○内田弁護士 先ほど松井参事官のほうからいわゆる契約弁護士等という中に、いわゆるスタッフ弁護士、常勤弁護士も入るし、あとこの個別の法律事務取扱いについて契約した弁護士も入るし、「等」となっていますからその他の法律専門家も入るといったのが法のたてつけなんです。その契約弁護士等の中に当然に常勤弁護士がいるということは、これは顧問会議やその後の国会での審議の中でも、今日もたしか資料6でその辺の国会の審議の経過が若干資料で配付されていたかと思えますけれども、そこはもう繰り返し、繰り返し説明と質問とその答弁がなされていて、法律扶助、常勤弁護士についての何か定義づけの規定とか軽減規定や義務規定が置かれていないからといって、位置づけや役割が明確でないというようには少なくとも日弁連としては認識しておりません。

○伊藤座長 いかがでしょう。それについてまた御意見等はあるかと思いますが、一応内田さんの認識としては、今承ったようなことでよろしゅうございますか。

○菊地委員 はい。

○伊藤座長 法テラスの方で今の菊地委員の御質問に関連することで御説明いただけることがあればお願いいたしますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○相原事務局長 法テラス本部事務局長の相原でございます。

すみません。今の御質問に対するお答えも担当部長のほうからいたしますが、その前に一言だけちょっと先ほどの市川先生の御発言等に関して、現状のところを少しだけお話しさせていただきます。よろしいでしょうか。

○伊藤座長 どうぞ。

○相原事務局長 今、法テラス本部の問題、さらには地方事務所の所長等の問題が取り上げていただいておりますので、一言だけ申し上げさせていただきたいと思えます。

これまで法曹人口、つまり弁護士数の増加に伴い幾つかの弁護士会からスタッフ弁護士の問題につきまして厳しい御意見が寄せられているという事実はございます。この点につきましては、本部としましては日弁連、各弁護士会等関係機関に働きかけ、スタッフ弁護士の意義等についてさらなる理解を求めていきたいと考えております。そして、所長、副所長の問題を先ほどおっしゃってくださってございましたが、スタッフ弁護士の在り方について、そして、司法ソーシャルワークにおけるスタッフ弁護士や契約弁護士の協働等につきまして、今年の6月6日、7日に開かれます全国の地方事務所の所長会議でかなりの時間をとりまして意見交換をするなど理解を求める、そういうことをいたしまして、スタッフ弁護士が抱える問題意識や本部執行部、地方事務所の執行部に適宜開示し、関係者が協議してよりよい業務体制を構築すべく努力したいと考えております。

また、具体的な対応といたしましても、市川先生もおっしゃっていましたが、スタッフ弁護士が十二分にその業務を達成できるためにも本所にいわゆる1人が配置されている地方事務所におきまして、複数配置がより妥当、適当であるというふうに考えるところはそのままでございまして、そのとおりでございまして、御説明と御理解を得るべく日弁連との間でも協議を開始するようお願いしているところでもございます。そして、スタッフ弁護士が業務を遂行で

きない場合には、他の事務所のスタッフ弁護士が応援に駆けつけるなどの手当を実施しているというようなケースもございます。今後サポート体制を組織的にしていくことも検討していこうと考えております。

最後に、ちょっと市川先生もおっしゃってくださっていたんですが、多くのスタッフ弁護士と地方事務所の所長、副所長というのはよい関係を築けておりまして、ともすれば地方事務所の所長や副所長は法テラスの業務の遂行において関係機関、弁護士会、司法書士会、行政機関等とまだ認知度も低い場面におきまして外部組織からの理解が得られにくい場面においても、かなり先頭に立って多大なる貢献をしております、スタッフ弁護士に対する指導等も精力的に実施してくださっておりますので、その点につきましては、ちょっと本部事務局長から一言申し上げさせていただければと思います。すみません。

では、先ほどの御質問に対して担当部長のほうからお願いします。

○外山部長 日本司法支援センター本部常勤弁護士総合企画部の部長を務めさせていただいております外山と申します。外山のほうからちょっと先ほどの菊地委員の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、支部の管内におきましては、所長にかわりまして支部長がその権限を行うというふうに法テラスの内規で定められておりますので、今、市川弁護士から御指摘のありましたような常勤弁護士に対する職務上の命令も支部長のほうから出るということになっておりますし、実情もそのようになっていくというふうに理解をしております。

ただし、今日お配りさせていただいております資料2の中に、資料2の常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程の第5条で、常勤弁護士等はその職務上の命令に忠実に従わなければならないという規定が置かれていますけれども、この職務上の命令の中には法律事務の取扱いに関するものを除くというふうにされておりますので、事件の処理の内容についてはもとより、ある事件を受任するかどうかについても、この職務上の命令には含まれないというふうに取り扱われているというふうに承知しておりますので、補足して説明させていただきます。

○伊藤座長 いかがでしょうか。

○菊地委員 意見を申し上げてよろしいですか。

○伊藤座長 どうぞ。

○菊地委員 それでは、1つ目の件なんですが、私は法テラスの位置づけというのは基本的な理念というのは、法律の素人ながらやっぱり憲法25条の生存権だと思っているんですね。37条の国選弁護人は刑事だけですけれども、やはり21世紀のこの複雑、多様化した社会の中で諸問題を司法過疎とか、あるいは都市部の中の非常に多様な現代における問題について法的な援護を受けられないということがあるとすれば、やはりそれは健康で文化的な最低限度の生活ということにはならないだろうと市長の立場では考えるわけですね。したがって、国の責務においてしっかりと法的な援護、支援を受けられる体制を確立していただく。その中で枠組みとか組織が法的に規定されているのであれば、私はそこの中の職員の規定がないというのは正直言って違和感があります。勝手な自分の経験ですけれども、防衛庁設置法と自衛隊法があって自衛官の規定がないとなると、ええと思ってしまうんですが、やはり私はそれくらい法律の専門家というのは極めて特殊な技能だと思いますので、法的な位置づけは明確にされたほうがいいのではないかと私の立場では考えます。

それから、2つ目で今ちょっと御苦勞があるだろうなと思っておりました。まだ若い弁護士さんが2人、3人の小さな事務所の中で多分縦の関係はかなり厳しいと推測するんですが、そ

こで所長、当然ベテランの方の立場が強いでしょうし、やはりせめて広域、広域をどこを広域と言うかというのは別なんです、日弁連の支部が県単位とすれば、少なくとも県の中では本所の所長が全体を統括して、静岡県であれば12人ぐらいいらっしゃるんですかね。その中で個性とか強み、弱みとか、あるいは事件の特性とかを見ながらスタッフ弁護士をうまく指導、運用されることはあってしかるべきではないか。もしそれがだめとすれば、もうちょっと広域なのか本部からの支援をしっかり体制をつくっていただきたいということを強く要望いたします。

以上でございます。

○伊藤座長 わかりました。どうぞ他の委員の方で。では、和田委員からお願いいたします。

○和田委員 御説明どうもありがとうございました。今お話を伺った中でスタッフ弁護士を含む法テラスと地元の弁護士会が協働することによって、非常に効果的な法律支援ができるということは、各地の実際の取組についてのお話を伺い、大変重要なことであると思っております。しかし、伺っているところでは、各地のスタッフ弁護士、もちろん全部ではなくてあくまでも一部ということですが、法テラスのスタッフ弁護士が抱える問題は、どうも地元弁護士会とのあつれきが原因で生じているのではないかという印象を受けました。これまでの御説明や事前に頂いた資料を拝見して、御質問したいことがたくさんあり、資料が附箋だらけになっているのですが、意見を申し述べる前提として、事実関係を確認させていただきたいので、二、三質問を続けさせていただきますが、よろしいでしょうか。

まず、人事的な点についての質問です。先ほどの御説明では、法テラスの所長さんは地元の弁護士会からの御推薦で選ばれるということでした。しかし、規定では法テラスの理事長が所長を任命するということになっていると思うのですが、事実上は、地元の弁護士会から推薦を受けることになっていることについて、何か根拠規定があるのか、あるいは根拠規定がないのであれば、どうしてそのような仕組みになっているのかという理由を、これはもしかしたら法テラスの方にお答え頂くことになるかもしれませんが、教えていただきたいと思います。また、スタッフ弁護士の採用案内のパンフレットの中でも、採用に当たっては日弁連による推薦選考面談というのがあり、それによって日弁連の推薦決定があるということと、法テラス自身による採用面接がプラスの記号でつながっているのは、両方の過程を経なければ採用されないのだと理解したのですが、ここでも日弁連の方がかかわられていることの根拠規定がどこかにあるのかということと、その理由について教えていただきたいと思います。

それからもう一つ質問させていただきます。法テラスの常勤弁護士の配置状況についての資料の5番を拝見すると、常勤弁護士の数がゼロの地域が散見されます。例えば神奈川ではゼロなのですが、東京、埼玉等の状況と比べてみると、神奈川に常勤弁護士がいないのはすごく不思議な感じがするのですが、これがどういう理由によるものなのかということを教えていただきたいと思います。また、先ほど、常勤弁護士の人数は複数にすべきだが、地元の弁護士会ともよく協議をしているということを相原様からの御説明の中でなされていたのですが、なぜ地元の弁護士との協議が必要になるのかということがよくわからなかったので、御教示いただきたいと思います。質問がいくつもあって申しわけありません。

あともう一つ御質問させていただきたいと思います。申し訳ございません。先ほど市川弁護士の御説明の中で、弁護士会費の会費ですとか登録負担の免除の仕組みがあるが、一部の単位会でそのような対応がなされない場合があるとのお話がありました。免除・猶予した分につい

ては、日弁連からの補助制度があるという御説明もあり、免除・猶予してもそれぞれの単位会は経済的には損をしない仕組みを日弁連さんのほうで担保されているにもかかわらず、そうした免除・猶予をしていない単位会について、日弁連として何か議論されているのかということ、また、そうした単位会はなぜ免除・猶予しないのか、その理由等についてお聞きになられていることがあったら教えていただきたいと思います。

○伊藤座長 では、続けてお願いします。

○細田委員 私は資料4等を見させていただきまして、実は法テラスの地方事務所は全部設置されていると思っていました。しかしながら法律事務所が設置されていない県があることを初めて知りました。札幌にない、宮城県、山形、新潟は本所にない、岡山にもない、大分にないというような、法律事務所が設置されていない県があるんですが、これはどういう理由によるものなのか。仮に設置されていなくても各弁護士会で十分にそれが対応できている。ほかの地域では対応できないから法テラスが法律事務所を設置しているというお考えのもとに設置されていないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○伊藤座長 それでは、何点かにかかりますが、日弁連との協議や推薦というものが介在して採用などの運用がなされている点と、それからあわせて、それでは神奈川や札幌、宮城でしたか、こういった点についてなぜ現状のようになっているのかと。あるいは複数のスタッフ弁護士を配置することについて、なぜ地元の弁護士会との協議というのが前提になっているのか、そういったあたりのことを内田さんでよろしゅうございますか。

○内田弁護士 会費の免除の点と空白地域についての理由は確かに私からお答えすることだと思うんですが、根拠があるかないかというのは、むしろ法テラスにお答えいただいたほうが。

○伊藤座長 それでは、いわゆる空白地域と、それから会費の免除・猶予について内田さんからお願いします。

○内田弁護士 これは法テラス総合法律支援法ができた当時の先ほど私からの説明でも若干触れたんですが、補完的役割ということについて今とはちょっと異なった捉え方、異なった捉え方というのは今、司法ソーシャルワークみたいなものも含めて補完的役割の内容というのは極めて多様に捉えているのが、日弁連はそう捉えているというふうに言いましたけれども、当初は民事扶助事件と国選弁護事件の数的な補完に重点が置かれていたといった事実があると思います。そういった中で、地域、地域において当会としてはそういった数的補完についてはジュディケア弁護士だけで十分賄えるというふうに考えた弁護士会は、配置を希望しますかというふうに法テラスから言われたときに希望しませんといった回答をしまして、それで配置されてこられなかったといった経過があるというふうに思っております。

あと、会費の免除もよろしいですか、会費の免除の点も。

○伊藤座長 はい、お願いします。

○内田弁護士 これはむしろ会費の支払い義務というのは、これは弁護士、それはジュディケア弁護士であってもスタッフ弁護士であっても、これはもう会員の根本的とも言うべき基本的義務というふうなたてつけになっておりますので、むしろ免除できる場合がかなり限定的だと。つまり原則と例外が全く原則義務から始まっております。免除できる場合というのはかなり限定的です。スタッフ弁護士の場合には、こういった具体的に事件を受任するかというのは、その地域、地域において違いますけれども、行っている業務自体は先ほども私申しましたように、質的には何らジュディケア弁護士と変わらないと。確かに公務に従事しているというふうな面

はございますけれども、同じような理屈というのはひまわり基金の法律事務所の弁護士についても言えることですし、地方の弁護士会へ行けば民事扶助事件や国選事件を多数受けている弁護士というのは、ジュディケア弁護士ではむしろ普通なんですね。そういったところで会費を免除する実質的な理由があるかという、どうもないのではないかというふうに考える会は非常に多いです。

あともう一つは、これは設立当初というのは今の弁護士数が物すごく増大した今の状況に照らして申しますと、先ほど市川弁護士のほうから言われた同期の警察官、裁判官と同じ給与水準というふうなお話が出ましたけれども、今の若手弁護士の中にはそういった給料をはるかに下回る収入しかなくて、それで会費を負担している弁護士がいっぱいいます。そういったものとのバランスを考えたときに、なかなか例外である免除を実質的に基礎づけていくというのが難しい。これは弁護士会の会費といっても、日弁連の会費と各単位会の会費というのは別々になっていますので、では、せめて弁連の会費については補助しようとか支援しようということは日弁連としては決定できますけれども、単位会の会費については単位会の自立的な判断にどうしても委ねられるということがございます。

○伊藤座長 よろしゅうございますか。では、ちょっとそれについてのさらに御質問等あると思いますが、どうでしょう。私、法テラスの方に先ほどの御質問のあったうちの所長の決定だとか、それから、スタッフ弁護士の採用、それから、複数の配置についての現在の状況についての御説明を承ってからと思ったんですが。

○内田弁護士 採用と所長の推薦等についてちょっと私の知っている範囲で若干、それについては、法テラスのほうから例えば採用について、まず日弁連において面接を行って、推薦してほしいという依頼があって、それに応えているというふうな位置づけだというふうに考えています。

○伊藤座長 それでは、どうぞ田邊委員。

○田邊委員 私は日弁連のスタッフ弁護士希望者面接を九州地区で何人も担当しました。日弁連が選考面接をするのは、スタッフ弁護士でもジュディケアの一般弁護士も、同じ弁護士の仲間であって、スタッフ弁護士は、一般の弁護士とは違う異質な官製弁護士ではないという基本的な理解に立っているからです。

法テラスとの契約形態が常勤か事件ごとの契約かで異なりますが、同じ弁護士だという発想でスタッフ弁護士を送り出します。スタッフ弁護士の意義を理解し、取り組みたい課題や意欲を持っているか、その社会経験も含めて聞き取る中で、スタッフとして活躍してくれるであろう人を推薦するのですが、それは、法テラスと弁護士会の連携、協働の一つだと考えています。

日弁連が推薦した人の内の一部がスタッフ弁護士に採用されますから、スクリーニングの役目も果たしています。

また、この選考後も、我々弁護士が養成事務所としてスタッフ弁護士を受け入れて育てる役割を担っています。スタッフ弁護士の養成事務所で1年なり1年半鍛え、その上で各地に送り出すことも弁護士会と法テラスの連携、協働だと思います。

さらに、スタッフ弁護士については、法テラスだけでなく、日弁連も独自に内容の濃い研修を実施していますが、これも連携、協働の一つだと認識しています。

○伊藤座長 わかりました。ただいまの点について法テラスの側から何か御発言ございますか。

○相原事務局長 それでは、所長等が弁護士会からの推薦を受けたものが所長になっているその

根拠があるのかという御質問だったかと思うんですが、特設弁護士会からの推薦の人を所長にしなければならないというような、そういう根拠はありません。これもちょっと私、昨年4月からの事務局長でございますので、ちょっともし間違っていたら後で担当者に訂正してもらおうと思いますけれども、当初扶助協会から司法支援センターが設立してかなり対象、いわゆる当事者は契約弁護士であるし、司法書士さんであると。各地方事務所が全国的に一斉にできた段階で、担当する弁護士業務、それから、執行部においては弁護士及び司法書士のいわゆる法曹有資格者が主な執行部を担ってきたと。その流れで今も事実上はそういう形態になっているということになるかと思えます。

ただ、これにつきましても、各執行部の副所長、将来的には所長も含めてですが、別に法曹有資格者だけで必ず占めるというのではなくて、各地方事務所によっては適宜福祉の専門家であったり地方自治体の適任者がいたら、そういう方に執行部に入っていていただいて、執行部の中でいわゆる関係機関との連携とかそういったものも進めていただく必要があるのではないかと、そういうことに関しましては、昨年度はブロック協議会等におきましても各現行の執行部に諮って、いろいろな意見を求めたりしているところでございます。

ただ、まだできましてから7年ちょっとの組織で、8年とかそういう組織でございまして、かなり専門的な分野也多うございますし、実際動いてもらっている、それから、中身も本当に法律もいろいろ日々変わっていたりする、対応が非常に困難なところがありますので、現在こういう状態になっているのは間違いないところでございます。

それから、事務局長に関してついでに申し上げますと、これもプロパーの職員にできるだけ頑張ってもらいたいと思っているところでありますが、これも人員、マンパワーの問題で、ここにあります裁判所からの出向者、これは現在3名が事務局長を全国でやってもらったりしております。これも二、三年して本所に帰っていかれると。それから、御存じのとおりですが、法務省からの出向者等かなりお力をいただいていると。実際まだ動き始めて一生懸命10年を目指して頑張っている組織でございますので、そういう経過になるかと思っております。

それから、先ほど複数配置の点について、これも理屈から申し上げたらここに複数配置ということ自体が全く不可能ではないのではないかと思います、ただ、これもやはり先ほどかなりメンタル、非常に難しい問題を抱えて進めていくところでございますので、各弁護士会等と、それから、日弁連の御意見をいただいて、本当に配点、配置されたスタッフ弁護士が業務をきちっとやっていくためにもその努力はやりたいと、そういう趣旨での協力でございます。

とりあえず以上でございます。

○伊藤座長 よろしいですか。それでは、皆さんに御発言いただきたいと思っておりますので、どうぞ今のことに関連することでも、あるいは別のことでも御質問、御意見があればお願いいたします。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 今までのお話と重なる部分とそうでない部分があるかと思いますが、私はスタッフ弁護士という制度は非常に重要だと思っております。これは恐らくここにいらっしゃる委員の方々とも認識を共有できていると思いますが、やはり日本で初めて公益弁護活動を専門的、組織的に行う、弁護士集団ができたこと、これは日本の司法にとっては大変重要な出来事だと思っており、ぜひ健全な形で発展してほしいと願っています。

3点申し上げます。第1に、スタッフ弁護士の全国的な展開あるいは均一の展開はやはり重

要だと思います。2つの場面を取り上げたいと思いますが、1つは、現在この検討会で議論している民事法律扶助の拡大の場面です。高齢者あるいは障害者に対する法的支援のニーズは全国どこでもあり、そして、前回の立教大学の濱野教授のお話にもありましたが、スタッフ弁護士はそのような活動に非常に向いております。まず、高齢者支援・障害者支援の充実の観点から、スタッフ弁護士の全国的な展開が必要だと思います。

それからもう一点は、国選弁護、刑事弁護の一層の充実ということです。私がスタッフ弁護士という言葉でまず思い浮かべるのはパブリックディフェンダー、公設弁護人ということでございます。検察は組織的、専門的な集団ですが、それに対して弁護士は、これまで個人で刑事弁護に当たってきたわけです。本日、資料として論文が配られた村木弁護士は、かつて別の論文の中で、従来日本の弁護士の刑事弁護は家内手工業であったと述べ、その結果として国選弁護にもいろいろな限界があったことを指摘していたと記憶しています。そういう点でいいますと、スタッフ弁護士は、パブリックディフェンダーとして専門的、組織的に刑事弁護を担当できる可能性があるわけで、この観点からもスタッフ弁護士の全国均一の配置が必要なのではないかと思います。

とりわけ先ほど話がありましたが、裁判員制度を適切に運用していくためには、このスタッフ弁護士の充実によって弁護側も適切な弁護活動を行っていくことが非常に重要です。最高裁判所が毎年裁判員経験者に対してアンケートを実施していますが、その中で、検察側に対する評価に比べて弁護側の評価は一貫して低いということがございます。この調査結果もまた、従来の家内手工業ではない、スタッフ弁護士の組織的・専門的弁護活動の充実の必要性が読み取れるのではないかと思います。

第2に、先ほど議論にありましたスタッフ弁護士の位置づけの点です。私は公益弁護活動を専門的、組織的に行う集団としてのスタッフ弁護士を法律の条文として位置づけることはあり得るのではないかと思います。問題はその中身でございまして、この点はこの検討会の中で慎重に議論していくべきだと思いますが、先ほど市川弁護士のお話の中で重要だと思ったのは、スタッフ弁護士の位置づけを行うときに、スタッフ弁護士の活動を縛るという方向ではなくて、活動を促進する方向でと、そのようにおっしゃったように伺いました。私もそのような方向でぜひ考えたいと思います。

どういった内容が重要なのかですが、1つは、スタッフ弁護士の定義ということになるかもしれません。それから2番目に職務の内容になりますが、総合法律支援法30条にある総合法律支援を行うということ、これは当然ですが、実際にスタッフ弁護士が行っていることで重要な活動は、既にある業務、職務を行うということだけではなくて、新しい総合法律支援の在り方を開拓していくことがあるように思います。そういたしますと、総合法律支援の単なる遂行ということだけではなく、新しい総合法律支援の活動や技法を開発していく、開発という言葉が法律上適切なのかどうか分かりませんが、総合法律支援の新しい活動やスキルの開発ということもつけ加えて良いのではないかと。それはスタッフ弁護士の活動のモチベーションを高める意味もあると思います。

3番目は、これは既に法律に書かれていることではありますが、スタッフ弁護士は法律事務について独立して職務を行うこと、この点はスタッフ弁護士に関する規定を置くときには改めて確認しておくべきだと思います。スタッフ弁護士に関する特別の規定を置くのであれば、これら定義、職務、独立性、こういった内容を中心に考えてはどうかと考えております。

第3は運用にかかわってでございます。これも市川弁護士のお話にもあり、また、村木弁護士の論文にもあったことですが、スタッフ弁護士がスタッフ弁護士としてのキャリアを展望できるような、そういう運用をぜひ工夫していただきたいと思っています。具体的に言いますと、例えば任期が今のような短い形で良いのかどうか、あるいは一定のキャリアを積んだときの給与体系、それから、現在は全国どこにでも配置させられるということですが、公益弁護士にとっては地域に根差すということも重要ですので、地域特定の採用といったことも考えられて良いのではないかなというように考えています。以上のとおり、スタッフ弁護士の全国的な展開・充実、スタッフ弁護士の位置づけの明確化、スタッフ弁護士が将来にわたって弁護士としてのキャリアを展望できるような、そういう運用の工夫、そのようなことを考えた次第です。

○伊藤座長 ありがとうございます。どうぞ、ほかの方。では、細田委員、お願いします。

○細田委員 先ほどスタッフ弁護士が配置されていないのは、現在とは違っていて必要がないという判断をなされてスタッフ弁護士が配置されていないというお答えでした。それは、先ほどから言っておられるスタッフ弁護士は基本的に補完的役割を担う役割だから、補完的役割を担っていただかなくてもいいという判断をされたのかどうか1点です。

それともう一つは、補完的役割と言われているんですが、総合法律支援法の32条3項を見てもみますと、第30条第1項第1号、第4号及び第5号並びに云々かんぬんということで、第1項の中の第2号と第3号、これは補完的に担うということ、補完することに用いなければならないということからは外されているわけです。この2号と3号というのは何かというと、民事法律扶助と国選弁護なんですね。この民事法律扶助と国選弁護は32条では第30条第1項第2号及び第3号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならないというのが支援センターの義務、業務ということになっているはずなんです。それから言いますと、本来は各弁護士会が単位会の中でそういう補完的な役割を担っていただかなくていいですよということで、スタッフ弁護士が配置されないというのではなくて、この民事法律扶助と国選弁護のためだけでも本来は各地域に当然にスタッフ弁護士が配置されて、それを均質的なものの実現に努める必要があったのではないかなというのが私の感想なんです、その点についてはいかがでしょうか。

○伊藤座長 これは御質問ですね。

○細田委員 はい。

○伊藤座長 補完的役割の意味についてあるいは補完性の意義については先ほど御説明がありまして、私なりには理解しておりますが、なお今の御質問に関して補足されることがございましたら、いかがでしょう。

○内田弁護士 33条の関係でいわゆる民事扶助と国選弁護ですか、それがいわば補完から外れている規定の趣旨ということだと思うんですが、厳密に言うと、民事扶助と国選弁護が外れているというのは、それを法テラスにおいて契約弁護士等に取り扱わせることが外れているというふうに読むんだと思うんですが、それはなぜかといえば、これは私の個人的な見解に当たるとはかもしれませんが、それはもうもともと法テラスの本来業務だからではないでしょうか。恐らく国の施策として法テラス以外のところに国選弁護の取り扱い事務を委ねるとか、ほかのところの機関に代理援助等の事務を取り扱わせるということは発想しなかった、それはもっぱら法テラスの固有、本来業務だと考えたから補完のところから外しているんだろうというふうに私は理解しております。

あともう一つ、これは佐藤教授がお話になったこととも関連するんですが、役割やスタッフ弁護士が働きやすいような規定をつくること自体が私は賛成なんです。ただ、それをどこのレベルでやるかなんですが、総合法律支援法のためつけからいくと、総合法律支援を行う法律専門家としては、契約弁護士等としてジュディケア弁護士とスタッフ弁護士の双方を考えて、まさに連携によって総合法律支援が達成されるというふうに考えているんだと思うんです。そういった法律のためつけの中で、スタッフ弁護士だけを取り上げて定義規定を置いたり、あるいは権限規定を置いたり、あるいは義務規定も置くのかもしれませんが、そのちょっとしたバランスがどうなのかなという気はちょっとしております。

○伊藤座長 わかりました。どうぞ平川委員、お願いします。

○平川委員 私はDVの被害者の支援をしまいいりまして、この2年ぐらい前から性暴力被害者のワンストップ支援センターというものの事務局長をやったり、コーディネートをやっている関係で、民事扶助、それから性暴力被害者支援の場合には被害者参加制度で国選弁護士の方にお願いをするというようなこともふえてきているんですが、そういうふうな経済的にもものすごく困難を抱えている方たちあるいは犯罪被害者であるのにお金をどうして払わなくちゃいけないんだというような矛盾を抱えて私たちのところにお電話をくださる方も多いんですね。そういう方に関しては、お金もない、それから、それなのに大変なケースというのを扱っていただくわけですから、とにかく一緒に私たち支援員が弁護士さんとさまざまな局面でお話あるいはこちらが相談をさせていただくというような機会を非常に必要としているというような状況なんですね。

そのときに東京では常勤の弁護士さんの人数が多いので、今私はこの全体のことを学んでいまして、こういうことだったのかというようなことで、東京の常勤弁護士さんにはすごくお世話になって、非常に相談もしやすい、それから、いろんなことを検討しやすいというふうなこともあって、このことが地方にも拡大されていくということを望んでいるわけですね。拡大するときに例えば東京だったら、東京で好事例の事案があったときに、そのことのシステムが地方に入っていくと、地方にもたらされるというようなことを考えていって、そのことが例えば日弁連のほうからすると、どういうことの影響を及ぼすのかとか、歓迎しますというふうに捉えてくださるのか、それともそういうことではないんだ、何か問題もあるんだというふうにお考えになっているのかをお聞きしたいところなんですね。

それからもう一つは、この常勤弁護士に関してはDV被害者支援をしている支援員も余りよく知らないことが現状なんです。このことの広報をどのようにしていらっしゃるのかをお聞きしたいと思っています。これは法テラスのほうにお聞きすることのほうがいいかもしれないんですが、本当にこの活動を広げていっていただきたいという立場から広報についてお聞かせいただきたいと思っています。

○伊藤座長 ただいまの平川委員の前半の部分はDVの領域に関して、常勤弁護士の活動の重要性の認識で、それを広く拡充していくことについて日弁連がどのような受けとめ方をしているのか、そんな御趣旨と承りましたが、よろしゅうございますか。それでは、内田さんから。

○内田弁護士 これは簡単なお答えになりますが、基本的には推進すべきだというふうに考えております。

○伊藤座長 法テラスのほうは。

○松井参事官 被害者の支援員の方が余り常勤弁護士のことを御存じないということで、広報体

制がどうなっているのか。

○伊藤座長 わかりました。ただいまの平川委員の御質問の後半の部分で、法テラス側からDVの領域における常勤弁護士の活動についての広報体制、これに関して何か御説明がございましたらお願いいたします。

○相原事務局長 すみません。多分まだ広報という視点において犯罪被害者、特にDV、ストーリー、そういう事案についてのちょっと特化したものについては大変申しわけありませんが、現在のところ特段の手当ができないかもしれません。広報は割とスタ弁のインタビュー、スタ弁の弁護士さんたちのかなりのインタビュー記事とかはホームページ等を見ていただいてもわかると思うんですけども、かなり力を入れて広報紙等についても必ず入れて御案内しているんですけども、まだちょっとそういう点は不十分なところがあると思います。本日申し上げるのは以上で、申しわけありませんが、お願いいたします。

○伊藤座長 わかりました。それで、先ほど和田委員の御質問の部分は承りましたが、それを踏まえて御意見があるように承りましたが、いかがでしょうか。

○和田委員 お話を聞いているうちにもう一つだけ質問を思いついてしまったので、それだけ質問させていただきたいと思います。本当に申し訳ありません。先ほど、法テラスのほうから、法テラスの配置に当たって、弁護士さんのニーズはどれくらいありますかということを確認していると御説明があったのですが、その質問のあて先は法テラスの事務所にあててニーズがあるかということを確認されているのか、あるいは地元の弁護士会などに聞いているのでしょうか。あるいは、弁護士会や法律関係者だけではなく、例えばこれまでもいろんな形でこの会議で御紹介いただきましたけれども、スタッフ弁護士の方が主体的にかかわっておられる司法ソーシャルワークのような仕事を知らないであろう福祉機関とか地元の自治体の方ですとか、被害者支援団体の方などに、いや、実はこういうふうに司法ソーシャルワークといってスタッフ弁護士の方はこういう支援もできるのですがということ、それまでスタッフ弁護士が配置されていない地域の方はおそらく御存じないと思うので、そういうことをわかっていただいた上で、そういう支援があるんですけども、そういうことは地元で弁護士さんに充分担ってもらっているのでしょうかというような、弁護士会以外の人の意見というのはどれだけ法テラスの配置に当たって聞いておられるかということをお教えてください。その後、意見を言わせてください。

○伊藤座長 ただいまの和田委員の御質問に関しては、法テラスの方でスタッフ弁護士についての需要の把握の仕方といいますか、そういったことについて何か説明があればお願いいたします。

○外山部長 それでは、日本司法支援センター本部の外山のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、配置に当たりまして、その地域のニーズはどのようにして把握しているのかということに関しまして、地域の弁護士会の意見を聞いているのか、それとも対応する法テラスの地方事務所の意見を聞いているのかということに関してなんですけれども、基本的には地方事務所に対して本部から紹介、意見を聞くという手続を毎年とっております。ただし、地方事務所におきまして地元の弁護士会その他適切な機関からの意見を聞いた上で回答してほしいというようなスタイルをとっております。

ただ、先ほど内田副会長、日弁連の副会長のほうからもお話がありましたように、これまでは主として国選扶助に対する数的な補完としてのニーズがどの程度あるかということがメイン

の関心事でございましたので、そのようなことが中心的な関心事としてニーズを把握していたと思いますけれども、今年あたりからは司法ソーシャルワークなどについてのニーズもできる限り意識して、機関の意見を取りまとめてほしいということを地方事務所に依頼して、ニーズを把握するように努めているところであります。

以上です。

○伊藤座長 それでは、和田委員、御意見の部分をお願いできますか。

○和田委員 何度もしつこく御質問して大変申し訳ありませんでした。先ほど内田副会長のほうからも御説明いただきましたし、田邊先生からも補足していただきましたけれども、日弁連としてはスタッフ弁護士の活動について採用、養成、研修を含め、非常にまさに協働連携していただいて、だからこそ全国のスタッフ弁護士の方も存分に活躍できている部分もあるのではないかと思います、その御努力には大変敬意を持っております。とはいえ、せっかくそれだけ一生懸命育てた有意なスタッフ弁護士の方で、日弁連もそれだけサポートしておられて、そのスタッフ弁護士の方に活躍してもらいたいと思って取り組んでいるにもかかわらず、一部の地元の単位会の、一部の先生だけなのかもしれませんけれども、まだ質的補完という考え方を御理解頂けず、数的補完からは現状で十分なんだというふうに、もしかしたら思い込んでおられる地元の弁護士会との関係の中で、法テラスのスタッフ弁護士による支援活動が十分にできないというのは、やはり総合法律支援法ができた背景、趣旨からいっても非常に残念なことなんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味でも、せっかくつくられた総合法律支援法に基づく法テラスの活動を今まで以上に十分に行っていただくためにも、その環境整備の一環として、スタッフ弁護士の方の身分規定について、先ほどジュディケア弁護士も同じじゃないかという御発言がありましたけれども、その規定を両方についてどういうふうを書くのか、書き分けるのかということもこれは十分検討しなければいけないことだと思いますけれども、やはり何らかの身分規定ですとか、その方たちの持つ権限や義務についてきちんと規定をしていくことによって、スタッフ弁護士を含む法テラスの業務、法律事務を担う弁護士の方々の位置づけ、役割について明らかにして、地元弁護士会との不要なあつれきにエネルギーを消耗してしまうことがないようにするのは大事なことだと思っております。

そういう意味で、先ほどから、法テラスの事務所の弁護士の配置の話も何度か出てきていますけれども、これからは数的な補完だけではなくて質的な補完ということを内田副会長もおっしゃっていましたが、そういう考え方でやっていくと、また、これまでの議論の中で、高齢者・障害者の方の支援を含む司法ソーシャルワークを今以上に充実させていくということから考えると、やはりスタッフ弁護士を全国に少なくとも複数配置するということが必要になってくるんじゃないかなと思っております。そういう意味では、配置についても、地元で一回一回協議をして、その地元の受入れ体制をつくっていくのも大事なんですけども、ある程度配置の根拠みたいなものをきちんと法律に置くということも大事なのかなと思っております、そういう地域の法的ニーズ、それから、高齢者がどれだけいるかとか、そういう地元の司法ソーシャルワークに対するニーズも踏まえて配置をするということをやはり法律上明らかにしていくことが大事なことかなというふうに今回いろいろとお話を伺っていて思いました。

以上です。ありがとうございました。

○伊藤座長 ありがとうございます。どうぞ他の委員の方も。

○細田委員 すみません、私も意見を言わせていただいて。

○伊藤座長 では、恐れ入ります。ちょっと阿部委員から先をお願いいたします。

○阿部委員 いろいろ伺いまして、弁護士も人間なんだと非常に思いました。そういう人間的なあつれきというのはどこにもありまして、どこの職場でもあって、先輩、後輩のいろいろな悩みというのがあるんだと思います。ただ、私は消費生活センターにおりますので、一つやっぱり法テラスができて私どもは本当に高齢者支援センターの方との連携とか消費生活センターの連携、それから、スタッフ弁護士の御努力、それは私ども本当に身につまされるほど感謝しております。ですから、やっぱり皆さんもおっしゃっているように、身分的な位置づけとかそういうことは非常に大切だと思います。しかし、やっぱり大先輩が今まで築いてこられた弁護士会の皆さんのそういうところにも非常に配慮が必要であると思います。

それで、まだ点でしかないとおっしゃいました。それを線にして、面にして、やっぱり弁護士が協働して連携してネットワークをつくっていったら、それからもう一つ申し上げれば、やっぱり厚生労働省とかいろんな省庁と連携をしてやっていかないとやっていけない時代が来ます。ですから、私はそういう意味では切にお願いしたいのは、言葉は非常に悪いんですが、内輪もめでないところで、大きな視点でものを考えていただきたい。

以上です。

○伊藤座長 わかりました。では、細田委員、お願いします。

○細田委員 私も阿部委員のお考えとほとんど一緒なんですけれども、先ほどから田邊委員あるいは内田弁護士のお話を聞いていると、日弁連であれ法テラスに関係しておられる方は一生懸命官製弁護士じゃなくて同じ弁護士なんだという教育をするべく頑張っておられるというのはよくわかります。ところが、一方で地方等々で意見をお聞きしますと、やはりスタッフ弁護士の方がいじめられているといいますか、何となくつらく当たられているというのも事実であります。これは私ども司法書士会もよく聞くお話であります。よく言われるのは、スタッフ弁護士がいなくても自分の地元の弁護士で十分できるんだと言われる弁護士さんがおられるんですが、本当にそうなのでしょうか。私のように高知にいますと、司法過疎地がたくさんあります。司法過疎地ではまだまだ十分に対応できていないというのが事実であります。そういうのを一生懸命スタッフ弁護士さんがやっています。一般の弁護士さんはどうしても金銭的に余裕がないということがあるのかわかりませんが、お金のもうかるものを自分たちはやる、どうしても金銭的に金額の低いものはスタッフ弁護士さんに任されたり、簡裁代理をとったことによって私ども司法書士にやれということで、司法書士に振られるというのは現実にあるわけであります。そういうことからいきますと、まだまだスタッフ弁護士さんの数は足りないと思いますし、各地に当然配置されてしかるべきだということに考えています。

ただ、配置されましたとしても、現状のように何となく内規でスタッフ弁護士というものが規定されている段階では、その人たちの身分等々についても不安な部分があるというふうに思います。もう一方、スタッフ弁護士さんがある程度法律事務をやろうとしても、これをやっていいのかわからないという悩みを先ほどから市川弁護士も言っておられました。そういうことからいきますと、ソーシャルワーク等々については、支援センターの業務としてきちっと位置づけをすることによって、それをスタッフ弁護士さんが担っていく、その方たちが外へ出ていかれるときも何らかの費用手当がある。何度も私言いますけれども、厚生労働省とそういう契約をして、そこへスタッフ弁護士さんが、非常勤で配置される等々のことを今後は検討

していくためにも法的にきちっとしたものを整備していただきたいというように思っています。

○伊藤座長 ありがとうございます。どうぞ。では、田邊委員お願いします。

○田邊委員 いろいろと厳しい御意見をいただき、スタッフ弁護士の方の御苦労もお聞きしましたが、それは、スタッフ弁護士の身分規定等々を法律に書くことで直ちに解消される問題ではないだろうと思います。市民のニーズに応えるには、スタッフ弁護士とジュディケア弁護士が役割分担をしながら仕事をしていけば有効に機能するのが問題で、単に法律に書けば解決するものではない。かえって、そのハレーション、現実のマイナス面も考えるべきかと思います。

もう一点は、スタッフ弁護士が具体的な事件の解決のために必要なことを模索し、取り組む中で新たな仕事掘り起こされる面があるので、その自由な活動が制約されるのは大きなマイナスです。今の市民のニーズはこれだといっても、それは時代によって大きく変化するもので、その変化するニーズに柔軟に対応できる仕組みを考えないと有効に機能しないと思います。

また、法テラスと日弁連とは、司法アクセスの改善のための車の両輪として、連携、協働して進んでいかなければならない。ルールをつくれれば一刀両断に行くという性質のものではなく、苦しい思い、悔しい思いをしながらも、スタッフ弁護士が現場でどういう事件をしているのか、どういう成果を上げているのかを何回も説明して理解してもらうという地道な努力の積み重ねがないとうまく機能しないと思います。

○伊藤座長 わかりました。どうぞ、菊地委員、お願いします。

○菊地委員 当初申し上げたことと多少重なるかもしれませんが、私はやはり社会が物すごく変わったということがやっぱり一つ前提としてあるだろうと思うんです。20年、30年前に教育委員会に顧問弁護士がほしいなんていうことは絶対なかったんですね。今はもう市長部局だけではなくて、教育委員会も弁護士をほしいとか、あるいは民生委員さんが大分後で法的には改善されたんですが、個人情報保護法によって弱者の電話番号もわからないとか、家に入っていけないとか、およそなかったんですね。30年、40年前に都市部でゴミ屋敷の中に自治会が入っていけないということもなかっただろうと思うんです。物すごく新たな、多様な社会的問題が出ている中で、通常の弁護士さんが弱者とか司法過疎地とかやくざがいっぱい九州とか、アウトリーチするということを義務づけられるものなんだろうかと、制度としてですよ。もちろんスタッフ弁護士さんだってスタッフ弁護士になることに対して拒否権はあるだろうけれども、しかし、国がつくる制度、枠組みとして義務づけというのは難しいかもしれないけれども、なった方にはそういった責務、アウトリーチの責務、ある程度厳しい任地にも赴く責務、そういったことを同じ弁護士ということで本当に規定できるんだろうかということがやはり疑問にあるわけです。多様な社会となった、複雑化した問題がある中で、その問題を解決してどの国民であっても法的な支援を受けられるということを考えると、やはり私はそのためにつくられたであろう法テラスの職員の皆さんがその特性に照らした位置づけをなされることを望みますし、そういった方々をしっかりと確保していただくように法務省と法テラス本部にも期待をするところでございます。

○伊藤座長 わかりました。どうぞ、阿部委員お願いします。

○阿部委員 私も会費をおさめているそういう職業柄、やっぱり年会費免除というのはどうなのかなと。ただ細かいところはわかりませんが、やっぱり支払うことによって一つのプライドだったりすることもあるのかなと思ったりしたのが1点ございます。

○伊藤座長 わかりました。それでは、和田委員お願いします。

○和田委員 スタッフ弁護士の方に期待されている役割の一つとして、裁判員裁判で適切に対応できるような、刑事弁護に高い能力を有する人材というのも要素として入っているというのが先ほど御説明の中であつたと思います。裁判員裁判の弁護人になるというのは非常に高い知識ですとか経験が必要になるんじゃないかなと思いますが、法テラスで現在働いておられるスタッフ弁護士の方の多くは非常に若い方が多いというふうに理解しております。そうすると、しかもその方たちが3年で更新する率が50%ということは、半分の人がその3年でいなくなってしまうと、6年続ける人はその半分で、かつ9年続ける人はまたその半分ということになるとすると、そういう経験をしっかりと積んだ弁護士さんが法テラスの中になかなか蓄積していないのではないかと思います。まだ設立されたばかりなので、もちろん一足飛びには難しいと思うんですけれども、やはり任期制ですとか更新制度のあり方も含めて、法テラスでスタッフ弁護士として働くことが弁護士としてのスキルアップを確実にできるようになっていかないと、スタッフ弁護士を志望する人もなかなか出てこないと思います。一般の弁護士さんをされていた方が、ミッドキャリアでスタッフ弁護士のような仕事、司法ソーシャルワークとか刑事弁護とか、もっと自分はこういう分野で働きたいと思う弁護士さんが途中から入ってこられるような選択肢も制度としてはあるようですが、それをもっと拡大していかないと、スタッフ弁護士のスキルがなかなか上がらず、そうするとスタッフ弁護士に依頼したクライアントの方が困ることになるのではないかなと思います。

そこで、こうしたことも含めて、スタッフ弁護士の任期や更新制度のあり方、異動のあり方などについても考えなければいけないんじゃないかなと思っております。ただ、だからといってずっと同じところにいていいかという、法テラスのスタッフ弁護士として、いろんな司法ソーシャルワークの経験を積んだ方が全国に異動することによって各地域に司法ソーシャルワークのノウハウが広がっていくという効用もあると思うので、ずっと同じところにいるべきということではないんですが、うまくバランスを考えながら配置をしていただくことが必要かなと思っております。

また、義務を課すのは難しいのではないかと菊地先生のほうから御指摘があつたのですが、そこもバランスなんじゃないかなと思っております。やはり法テラスのスタッフ弁護士として法テラスの業務を行い、その機能を十全に発揮するためには、スタッフ弁護士には少なくとも一定の義務の中できちんと機能を果たしてもらわないと困るということが、ジュディケア弁護士との違いだと思います。そして、そういう義務を課し、一定程度そういう公的役割を果たしているの、弁護士会の費用の一部免除や猶予については、その公的性格を踏まえて、あるいは義務的な業務の内容を踏まえて検討するということはあつていいんじゃないかなと思います。

○伊藤座長 わかりました。どうぞ、田邊委員。

○田邊委員 最高裁から、裁判員裁判は、スタッフ弁護士をその中核とする前提でスタートしたとの説明がありましたが、その可否は別として、少なくとも、弁護士会の裁判員裁判の対応体勢は、スタート時と今では大分状況が変わっているので、その現状を内田先生から御説明いただきたいと思います。

○内田弁護士 私も全国の弁護体制のことを承知しているわけではないんですが、ただ、私が所属している仙台弁護士会の例でいいますと、まず複数の名簿というのをつくってしまして、複数選任のための。裁判員裁判について若い弁護士だけが複数、まずその前提としまして、裁判員裁判については基本的に全件複数選任を裁判所に求めるようにしてございまして、実際仙台で

は認められております。その際に若手だけで固まらないように、最初について弁護士が若い場合には経験の豊かな弁護士、最初について弁護士が経験のある弁護士の場合だと、OJTも兼ねて比較的若い弁護士を組み合わせるといったようなことをやっております。

日弁連でも裁判員裁判の研修のプログラムというのはかなり詳細につくっておりますし、あともう一つ、仙台ばかりだとあれですから、大阪会の例を挙げますと、これはたまたま3日前あたりの毎日新聞に取り上げられたと思うんですが、かなり綿密な多数回にわたる研修プログラムを組んで、その研修を受講しなければ裁判員制度を受任というか弁護人になったらだめだといったようなことまで設けていて、あれだと何か3年間でそういう裁判員裁判の専門の弁護士をこれはジュディケア弁護士もスタッフ弁護士も区別ないんですけれども、1,000人ほどそれで養成すると。1,000人といいますと、またあれかもしれませんけれども、そういった活動があるやに聞いております。

○伊藤座長 わかりました。よろしゅうございますか。

○田邊委員 裁判員裁判も、刑事裁判という本質部分では同じで、ベテランの弁護士も含めて刑事事件に造詣の深い、経験のある人であれば十分対応できるというのが基本的な認識だと思います。

○伊藤座長 わかりました。大体予定の時間も近づいてまいりました。以下は、取りまとめということではありませんが、お二方の御説明と、それに対する質疑応答、それに基づく皆様方の御意見を伺った私の感想程度のものを申し上げたいと思います。ただ、感想であっても皆さんの認識と大きくずれているようでは困りますので、その程度の御了解をいただければと思います。

センターの業務が例えばDV、高齢者・障害者に対する支援という形でその範囲が拡大し、また、裁判員裁判に端的に象徴されるように、刑事の分野におきましても、その内容の充実が求められ、さらに司法ソーシャルワークに見られるように、新しい活動領域が認識されつつあるという状況の中で、スタッフ弁護士の業務、活動、役割の重要性、またその充実の必要性についての認識は恐らく委員の皆様方の間で共有されたものと感じております。

また、運用については、任期の問題、配置の問題、異動の問題についても何らかの形で検討してみる必要も認識の共有があるのではないかと思います。ただ、今申しましたようなことを踏まえまして、スタッフ弁護士の地位であるとか職務などにつきまして、法的な形でそれを明らかにすることがプラスの効果を持つのか、それともそのことは必ずしも有益であるとは言えないし、場合によってはかえってスタッフ弁護士の活動の充実を縛るような懸念もなくはないのではないかと御指摘もあったように思います。そういった点については、必ずしもこの場での認識の一致があるわけではないと思いますので、今後この検討会の報告の内容を皆様方に御協議いただく中で、どういう形での意見の一致ができるのかを検討していただくことが私ども全員にとっての任務になるという印象を受けた次第でございますが、ただいま申し上げました私の印象が皆様方の認識から外れているということがございましたら、御指摘いただければと思いますが。よろしゅうございますか。

(各委員了承)

それでは、大体予定の時間でございますので、本日の検討会はこの程度にさせていただきますと思いますが、事務局から今後の日程等につきましての説明をお願いいたします。

○松井参事官 次回第6回検討会は6月3日火曜日、午前9時30分から12時にDV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して、適切な法的支援を実施するに

当たつての問題点及びこれを解消するための方策について御検討をお願いしたいと思います。

この回は法務省の1階にございます共用会議室で行う予定です。

続きまして、議事録の作成ですが、事務局において原案を作成いたしました後、御出席の委員の皆様は内容を御確認いただき、最後に座長に全体を御確認いただいてから公表することとしたいと思いますので、御了承願います。

以上でございます。

○伊藤座長 それでは、以上をもちまして第5回の検討会を終了いたします。

特に本日は内田さん、市川さん、貴重なお時間を割いていただきまして、御説明をいただき、僭越ですが、委員全員にかわりまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

—了—